

会議名 (審議会等名)	川西市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)	環境事業部環境推進室ごみ減量とリサイクル推進課課 内線(4521)		
開催日時	平成16年 2月24日(火) 10時~ 12時		
開催場所	川西市役所庁議室		
出席者	委員	和田安彦、豊福俊英、河野智子、梶田忠勝、四谷 勲、小川謙太、山田正洋、井上 及、大西和子、窪地幸子、柴山 功、矢野ツキミ、井上忠広、宮前卓司	
	その他	コンサルタント	
	事務局	大沼 滋、古川秀明、渡辺明美	
傍聴の可否	可	傍聴者数	5 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	該当なし		
会議次第	答申書(案)について		
会議結果	別紙のとおり		

(は審議会委員、 は事務局の発言要旨)

1 定数確認

本日は小島委員が欠席、出席者数は14人。

2 会長あいさつ

粗大ごみの有料化に伴う適正な料金設定についてという、かなり絞った諮問をいただいている。本日は前回の審議内容を踏まえ、答申書案をまとめていくことになる。

3 前回(第2回)のまとめ

前回いただいたご意見の中で 粗大ごみ有料化に伴うシミュレーションをしてはどうか、 不法投棄の罰則はどうなっているか、 近隣市からごみが持ち込まれている状況がある、 高齢等者への市民サービスは民生委員等の応援を検討してはどうか、 の4点について答申書案に反映させている。

4 議事

(1) 川西市廃棄物減量等推進審議会答申書(案)について

答申書案のアンダーライン部分は、前回資料の加筆修正箇所である。

「はじめに」の文章の「～市民に十分な説明が必要であることから～」の箇所に、「粗大ごみの有料化は、市民に新たな負担を強いることであるから、実施に際しては事前に丁寧な説明がなされなければならない。地域の会合に出向き、効果的な収集や処理の方法を市民の意見も聞きながら選ぶ努力をすることが望ましい。また、実際のコストを詳細に公開し、市民が納得できる制度とするためにごみ行政の運営の効率化を図り、費用対効果を比較検討することが必要である。」と入れていただきたい。

その内容は、5頁「7 粗大ごみの有料化に伴って考慮・検討すべき事項」に詳しく入れるのがよい。「はじめに」はこのままでよいと思う。

「はじめに」はこのままで、5頁「7 粗大ごみの有料化に伴って考慮・検討すべき事項」に新たに項を一つおこして文章を入れることとする。

行政の実務そのものの細かいところまで入っていけない。ある程度のことは行政で他市の事例などを参考に決めていただきたい。

8頁の料金具体例で、300円に満たないものは、300円に切り上げとなるのか。料金の極端に低いものについてどのように考えるのか。

8頁の表では各品目の中間程度の推定重量に30円を掛けているため300円に満たないものもあるが、その場合は切り上げて300円とすると考えている。

アイロン台や座椅子などの額の低いものも全てそのような考え方でいくのか。

座椅子は、簡単なものから木枠のがっしりしたものまである。他市にならって有料にするのが妥当ではないかと考えている。

その考え方が答申書に示されていないのではないのか。

8頁の料金具体例を見ると、単純に計算すると780円になるものについて最終的に

いくらの料金にするかについては、答申書案では行政の判断ということになっている。例えば780円のものは600円にするのか900円にするのかというルールが必要ではないか。

座椅子を例にとると、簡単なものから重厚なものまであるので2段階で品目表に載せるのがよいか3段階がよいのかなど検討をしていく。また、品目表ではどうしても料金設定できない場合は、重量もしくは容積でということも含めて検討していく。

剪定枝で50cm以上のものでも収集してくれているが、有料化になればそのようなものの扱いはどうなるのか。

3頁の「粗大ごみの定義」で「粗大ごみとは処理の過程で破砕を要するもの」としている。剪定枝は、指定しているサイズ以下に切ってあれば燃えるものとして対象外であると考えている。

太くて破砕の機械を通さなくてはならない場合は、有料になるということである。

指定袋の大きさはいつ決まるのか。3頁に「新処理施設の搬入基準」と書いてあるが、指定袋を決めてから新処理施設の関係で袋のサイズが変わるといふことがあると、人間の心理として後から大きくなるのはいいが、小さくなればもめ事になるため、行程表の中で配慮が必用である。

ただいまの注意事項を答申に入れるべきか、否か。

当然新炉を見据えた分別収集を考えているが、現在袋の大きさまで具体的には考えていない。

審議会としては、答申書には盛り込まず、行政に対しては、アドバイスとして新処理施設の搬入基準を十分考慮に入れて進めていただくということをこの場で言い置くこととする。

3頁「3 粗大ごみの定義」で、「将来の指定袋制を見込んで」とあるが、シール制か指定袋制かということについて、この審議会で決めたことなのか。

第3期答申のアクションプラン15項目の一つとして、平成19年10月に指定袋制を導入するという提案があり、それを見込んで文章に入れている。今回の粗大ごみの有料化に伴う料金徴収方法は、シール制にするということに記載している。

新処理施設の搬入基準は、40cmの立方体以上のもの及び折りたたみできるものの長さ80cmを超えるものが大型ごみとされると書いてあるので、同じにしておかないとおかしいと思う。

粗大ごみの有料化は平成17年度中となっており、新処理施設稼働前の実施であるため、その時点では今の施設の搬入基準に合わせておく必要がある。その上で新処理施設の搬入基準も考慮に入れておくことが必要としている。

剪定枝を小さくすれば無料で、大きければ有料というのは減量化につながらないと思えるが、その点は大丈夫か。

粗大ごみの定義で有料対象物の大きさを決めているのは、施設の機械設備の関係で決めているのであって、排出者が細かくして出せば負担がかからないということと減量とは関係ないため、今回の答申案の中では議論の余地はないと思う。

既存の施設では50cmという受け入れ基準があるが、新処理施設の40cmとの差の10cmの違いをどう理解すればよいのか。

前回お渡しした本市廃棄物処理基本計画は、24年度までの10カ年計画であり、あくまでも既存の処理センターでの処理を前提としたものであるため、新処理施設が稼働した場合は、この計画をみなおして変更していく。

既存の処理施設の受け入れ基準は50cmで、新炉ができたときには40cmという基準に合うよう見直しをしていくと理解することとする。

対象品目について、同じ品目でも大きさとか素材とかで処理方法が異なるので、もっと基準をはっきりしておかないと納得できない。

答申書案で示しているのは大きな方向である。細かいことは実施に際して行政が決めていくことである。

行政で決めるというが、市民の声はそこに反映されるのか。

今の意見に関連することとして、4頁「4 対象品目の(11)その他」には、たくさん品目があると思うが、先進市がどんな風にやっているのか我々にはイメージがわからない。そのことをどうするのかは約束事であるので一定のルールを規定しておく必要がある。

対象品目としては11項目で分類し、実際にはこれをもとにさらに細かい品目表を定め、品目表にのらないものは重量や容積でカバーするような規定を入れていくこととしている。

他市ではどのようにしているのか。

その他として、プランター、水槽、建具、ショッピングカートなどについて料金を決めている。品目で決められないものは、最大の辺が何cm以上、また重さが何kg以上という項目を設けている。

その辺は行政に任せればどうか。ルールがいるか。

(11)その他の項目に、一定の重量、容積を追加させていただく。

5頁「7 粗大ごみの有料化に伴って考慮・検討すべき事項」で冒頭の委員意見をどのように入れるか。

粗大ごみの定期収集を廃止するとあるが、いずれ廃止されるということか。

「収集区分の見直し時に廃止する」としている。粗大ごみが有料化になって戸別収集するということになれば、現在の粗大ごみ収集区分の中には大きいもの以外の細々したものだけとなり、これらを別個に収集する必要があるため、抜本的な収集区分の見直しは必要であると考えている。時期は未定である。

「7(1) 現行の粗大ごみの定期収集の扱い」で「収集区分の見直し時に廃止する」とあるが、定期収集は廃止するという意味に受け取れるがそうなのか。

わかりにくいので文言を整理していただきたい。

冒頭の委員意見について、「市民に十分な説明」、「コストの詳細を市民に公開する」ということを「7」に加えていただきたい。また公開に際しては公開していることがみんなに分らなければいけないということと透明性の高い、わかりやすい方法で公開をお願い

いしたい。

「7」に一つ項をおこして「市民に十分な説明」として追加することとする。その際には透明性のある公開と言うことも含めて成文化することとする。

6頁の区分変更で、集団回収は関係ないと見てよいのか。

集団回収は継続していく。

6頁の「時期をずらす」とは具体的にどういうことか。

現在は古紙類の資源物が可燃粗大ごみとして扱っているため、例えば資源の日というような区分を設けて古紙類等を別収集して資源化を図っていくことと考えている。そう言うことを先にしてから有料化を実施していくと考えている。

「資源の日」はどう考えているのか。新たに作るのか、それとも一般ごみの週3回を2回にして後の1回を資源の日に当てるという方法をお願いしたい。

「資源の日」を新たに設置する。また、先ほどのご意見の粗大ごみの有料化に伴う収集方法は戸別収集とするということを答申書案で明記している。

ということは、資源の日は戸別収集になるということか。

資源の日と粗大ごみの個別収集とは別である。

それなら現在でも電話すれば、ダンプ1台5千円で家まで収集に来てくれるのと同じではないのか。

それは「臨時ごみ」というものであり、だいたい引っ越しに伴うごみで一時的にいるんなごみが大量に出る場合が多く、電話予約で家まで収集に行く。それと粗大ごみの有料化とは別である。

資源の日のごみは、新たに人員や機材など新たに増やすのか。

収集コストを抑制するよう今の人員・機材で効率的に行えるよう検討することとしている。

古紙類の分別収集は、粗大ごみ有料化の前になるのか。

そのとおり。

p6の文章は古紙類の分別収集実施の時期がわかりにくいので、分かりやすく整理することとする。

衛生費について説明していただきたい。

14年度清掃費の収集処理費は30億5千9百万円で、1トン当たり年間57243円、1世帯当たり月4210円、1人当たり月1598円となっている。13年度の数値は昨年のでん紙あ～るで公開している。

阪神7市では本市を除く6市が有料化を実施しているから実施するんだと言うように書かれているが、それなら他市並に合わせた状態に入っていただかないと、それは増税になるのではないかと。納得いく数字を示して欲しい。

今は粗大ごみ有料化の議論をしており、粗大ごみのデータは7ページに出ている。

細切れの審議を進めているが、資料には全体のことから考えて行かなくては何かをしているかわからないことになると書いてある。何を根拠にこのような細切れの審議をするのか説明して欲しい。

市長から諮問を受けている立場として、それに沿った審議をしていく必要がある。ごみ全体について話を広げていくと予定どおり審議が終わらなくなる

時間が無理と言っても全体のことを考えて、もっと煮詰めてからの実施でないとおかしい。

前回いただいた一般廃棄物処理基本計画にごみ全体の金額が出ているので、コストの議論は既に終わっていると認識しているが、それを今また、もう一度見直さないといけないのか。

しかし、おかしいと気づいたときに戻らないとおかしな話になる。

おかしいとはどこがおかしいのか。

確かな数字、納得のできる数字を出して欲しいと事務局に頼んでいるが出してもらっていない。

それは個別に聞いていただきたい。どこが違うのかということ具体的に述べていただきたい。市から出ているデータにおかしいところはないと理解している。他都市と比べて処理コストが高いか低いかは別の議論である。こういう場でする議論ではない。

他市が有料化を実施するから本市もするとあるが、ごみ量は実際には減ってきている。有料化をやめておけということか。

やめておけではなく、その前にコスト削減を先にすべきであると思う。

行政として経費のかからない方法で対応していかなければならないと考えている。有料化をする前に古紙類の分別収集を実施するが、排出方法や市の現状また処理コストについて地域に出向いて十分説明した上で進めていきたいと考えている。ご理解いただきたい。

近隣の市が有料化を実施すると言うことで本市もするのであれば、近隣の市と比較した資料をいただきたい。

皆様方にお配りしている資料に基づく議論についてはお答えができるが、個人的に申し出ておられることについて質問されてもすぐに資料が出てこない。後ほど改めて申し出ていただければ事務局で説明させていただく。

5 ページ「7 (5)」の「ごみステーションまでのごみ出しが困難で」とあるが、粗大ごみの有料化に伴って戸別収集となっているので、この文章だとわかりにくい。わかりやすく書いていただきたい。

家電リサイクル法が施行されてから、山林への不法投棄が非常に多い。有料化になるとさらに増加することが懸念される。法律上は罰則があるが実際に川西で処罰をされたケースはあるのか。また、答申書案には「不法投棄対策を講じる必要がある」と書いてあるが、具体的にこうするという案があるのか。対策が何もなくて有料化を実施すれば不法投棄が増えるばかりである。

清和台のスポーツ公園でも不法投棄をよく見かける。美観を損ねないようにフェンスをすとか何かよい方法がないものかと思う

不法投棄の実例としては、一庫キャンプ場と石道がある。対策としては、県の基金による制度として強制撤去を実施している。また市の道路管理課において不法投棄パトロ

ールを毎日行っており、発見次第撤去するようにしている。県と連携して排出者責任の観点で対応していく。16年度は不法投棄の多い場所に移動式の監視カメラを設置する予定である。

道路管理課がパトロールをして検挙したケースはあるのか。検挙の必要性を感じる。

不法投棄対策について、土地の所有者に連絡するののも一つの方法と思う。

当然、自ら管理していただくよう土地所有者には連絡している。

土地所有者の意識改革が必要である。絶えず自分の土地を見て回られて、不法投棄があるという認識が大切である。行政との連携が必要である。

付属資料5の説明

どうしてダンプ3台追加する必要があるのか説明していただきたい。

有料化対象の収集体制については、パッカー車3台とダンプ車3台、計6台が必要と考えている。可燃物1125トン÷年間稼働日数212日÷パッカー車3台=1.8トン日・台となり、2トン車ほぼ一杯になると考えている。また、不燃物352トン÷212日÷3台=0.6トン日・台で、こちらは鉄類等のかさばるものが多い。有料外対象物は可燃物7877トン÷212日÷4台=9.3トン・日・台の積載量となる。不燃物は同様の計算で1.2トン日・台で、これらを総合的に勘案すると車はやはり最低14台必要と試算している。

費用がかからないように有料外対象について収集体制の見直しができないか。

あくまでも試算であり、実際には1年後ぐらいに見直しができるのではないかと考えている。有料外対象物の方は細々としたものが多く、積み合わせも可能と思われるため、後で修正を加えられると考えている。

週3回の一般ごみの収集を2回にして、後の1回分をもっていくという考え方について何とかならないか。

収集体制の変更は当然考えていかなければならない。また新処理施設の搬入基準に合わせた変更もしていかなければならない。見直しに際しては、今の収集体制の中でできるだけやっていきたい。ご意見の3回を2回にすることについては、全体の中で見直しを掛けて対応していきたいと考えている。

16年度には答えが出るのか。

16年度中と考えている。

資料5で、不燃ごみが4分の1減って4分の3を運ぶのに、同じダンプの数がいるということは、現行の4台では今はきついということか。

現行ではそれほどきついということはない。

それであれば、今まで足りているのに量が4分の1減っても同じ台数というのはわかりにくく、減量した経済効果が見えない。その辺を現行で示していただきたい。

有料化で市民に50%も負担してもらおうのに赤字になるのはおかしい。工夫をする努力が必要である。黒字にする仕組みはどこかにあると思う。

新処理施設ができた場合、資料5のシミュレーションはそのまま生きるとみていいのか。その時点になっているんなことの不足が予測できるのなら、それも含めて検討され

たらどうか。

既存の処理施設で処理する場合は、焼却が前提となるのでパッカー車をあてがっている。しかし、新処理施設ではリサイクルプラザができる関係上、燃やさない方向性があるため、ダンプ車が必要となる。その場合は、耐用年数もよく考えて無駄のない買い方をしていくことを考えている。

5 その他

(1) 次回の日程について

次回の内容は、答申をいただくことと、これまでの減量とリサイクルの進捗状況をご報告させていただき予定にしている。日程は3月23日(火)午後3時30分、会場は未定のため開催通知でお知らせさせていただく。

事務局へのお願いとして、次回23日には最終答申ができるよう最大限委員の意見をくみ取っていただく努力をしていただきたい。

以 上